

京都市告示第114号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成30年5月23日

京都市長 門川 大作

1 土地の所在地

京都市南区吉祥院石原東之口21番2, 22番2, 23番, 51番, 52番及び
53番 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ひ
砒素及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)

京都市告示第579号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、平成30年5月23日付け京都市告示第114号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

平成31年2月12日

京都市長 門川 大作

1 一部の指定を解除する区域

京都市南区吉祥院石原東之口 21番2, 22番2, 23番, 51番, 52番及び
53番 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒(ひ)素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)

京都市告示第441号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、平成30年5月23日付け京都市告示第114号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同法第11条第2項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

令和4年11月8日

京都市長 門川大作

1 土地の所在地

京都市南区吉祥院石原東之口町3番1、3番2 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（掘削除去）

(環境政策局環境企画部環境指導課)

